

日本臨床腫瘍薬学会  
利益相反の取り扱いについて

日本臨床腫瘍薬学会（以下、学会という）は学術大会等での発表に関して、利益相反の取り扱いを次の通り定める。

1. 研究発表における開示

学会の学術大会、シンポジウム、セミナー、市民公開講座等において発表を行う場合、演題の発表者および、当該演題に対する研究責任者は、発表を行う際に利益相反の開示を行わなければならない。

報告対象となる企業は発表演題に関わる企業等とし、開示基準額は別に期間を明記するものを除いて前年度1年間（4月1日～3月31日をいう）の合計金額とする。

開示が必要な事項と開示基準額は以下の通りとする。

- ① 報告対象企業の役・職員、顧問職については、1つの企業、団体からの報酬額が年間100万円以上の場合これを開示する。
- ② 自己または自己と生計を一にする親族が保有する、報告対象企業の1つの企業に関する株式、持分等から得られた利益が年間100万円以上の場合、もしくは当該全株式の5%以上を保有する場合はその企業、団体名を開示する。
- ③ 自己または自己と生計を一にする親族が、前年度において報告対象企業の1つの企業、団体から講演料等として50万円以上の支払いを受けている場合はその企業、団体名を開示する。
- ④ 自己または自己と生計を一にする親族が、前年度において報告対象企業の1つの企業、団体からパンフレット等の原稿料として50万円以上の支払いを受けている場合はその企業、団体名を開示する。
- ⑤ 前年度において報告対象企業の1つの企業、団体から1つの臨床研究に対して支払われた研究費の総額が200万円以上、奨学（奨励）寄付金等については200万円以上の場合はその企業、団体名を開示する。
- ⑥ その他の報酬（研究とは直接関係無い旅行、贈答品など）については、1つの企業、団体から受けた報酬が年間5万円以上の場合はその企業、団体名を開示する。

以上

平成25年2月17日